

平治の乱の要因と12月9日事件の経緯について：河内祥輔氏の学説検討を手がかりにして

Furusawa, Naoto / 古澤, 直人

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

80

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

339

(終了ページ / End Page)

380

(発行年 / Year)

2013-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008688>

平治の乱の要因と12月9日事件の 経緯について

— 河内祥輔氏の学説検討を手がかりにして —

古 澤 直 人

問題の所在

筆者はほぼ時を接して成稿した別稿において、平治の乱における源義朝謀叛の動機形成（以下Ⅰ論文と表記する）、および藤原信頼の再評価と動機形成について（以下Ⅱ論文と表記する）、おもに元木泰雄氏の所説の検証を通じて考察した。

その結果、保元の乱後の信西子息らの貴族社会への進出が、貴族層一部にかなり深く波紋と不満を生みだし、彼らが連携する基礎的状況が形成されていたという結論をえた。そして考察の結論として、平治の乱を、参加貴族層の〈共同謀議〉として把握するべきではないかという展望を有するにいたった。

こうした見通しをもとにして、さらに、平治の乱について考察を進めようとするなら、次のステップとして、今ひとつの新説である2002年に出版された河内祥輔氏の学説についての検討に進まなければならない。

しかし、検討の対象となる河内祥輔氏の所説に対しては、2004年以降、元木泰雄氏による厳しい批判が続けられており、筆者なりの河内説検討に入る前提として、この点について触れないわけにはいかない。

この、激越と評しても過言ではないと思われる元木氏による河内批判の当否を検討する際には——元木泰雄氏による諸業績を集中的に検討した結果、——その学説批判のスタイル、とくに「通説（通説的理解）」および「古典（古典的学説）」批判のありようなどについて、本来、河内説批判と一括して考える必要があり、同時にこの点は、学界として少し深刻に受けとめなければならない問題を含んでいるのではないかと愚考するにいったっている。

本稿は、それらの問題の中で、元木氏による河内説批判と、平治の乱の前提および9日事件にかんする河内説の検証を通じて、平治の乱の要因と当該事件の経緯について考察しようとするものである。

一 元木泰雄氏による河内祥輔説批判をめぐって

1 学説批判とその事実立脚性

2004年に出された『保元・平治の乱を読みなおす』（NHKブックス）において、元木氏はきわめて強い調子で、その前々年度2002年に出版された河内祥輔氏の『保元の乱・平治の乱』（吉川弘文館）を批判された。筆者は、そこで手ひどい調子の河内説批判がみられたことは記憶していたのだが、2011年9月に出版された『河内源氏』（中公新書）の記述をみて、あらためて大きな驚きを抱いた。そこには、研究者による新書スタイルの文書においては、かつて見たことのない燦激な言葉が連ねられていたからである。

以下に引用して吟味したい。

①②平治の乱の首謀者は二条親政を否定しようとした後白河で、二条親政を支える信西を殺害したとする信じがたい暴論が③。有名な学者から提起され、仰天させられた。④事件に経宗以下の二条親政派が参加していることをみただけでも、ありえない説である。こんな⑤リポ

一トを学生が提出すれば躊躇なく不可にする。おそらくは⑤天皇・院の皇位継承の混乱こそが紛争の原因であり、⑥天皇制こそが諸悪の根源という結論が⑦先にある見解らしいが、そうであれば⑧学問をねじ曲げ政治に従属させようとする暴挙である。⑨絶対に許されるものではない。(元木2011, p.184-185)

②の「有名な学者」が、河内祥輔氏であることは、この時代に関心を持ち、両氏の著作に親しんでいるものにはおのずと明らかである。

お恥ずかしい話だが、2011年に、はじめてこの記述を読んだとき、その語調の尋常ならざることには大いに驚きつつも、元木氏の論法に従って、そのまま読み飛ばしてしまったのである。即ち、③の記述によって、研究史上で長いあいだ、二条天皇親政派とされてきた「藤原経宗・惟方」が、平治の乱の初めから参加している事実を提示されて、——河内説を正確に記憶しているわけでもなく、読み返したわけでもなかったが——「河内説は成立しがたいか」と速断してしまったのである。

しかし、今回、平治の乱を考えるにあたって、河内氏の所説も、当然のこととして、まず内在的に、かつ批判的に精読した結果、河内説内部では、この点はきちんと処理されている点にすぐ気がついた。

つまり、河内氏は、⑩「忠通、公教、信西ら、故法皇の側近たちがすべてそのまま後白河の取り巻きになった。二条の外戚・側近である藤原経宗や惟方も、このころは後白河の側近でもあった。」(河内2002, p.107)とされ、また、⑪「後白河「院政」と二条「親政」との対立と言うごとき図式は、実は平治の乱後の情況、すなわち、平治の乱の結果として生まれた情況に当てはまるのであって、平治の乱の原因とみなしうるものではない。乱前と乱後の情況は、それぞれ別個に捉えられねばならない。」(河内2002, pp.111-112)との見解を明示されている。

経宗・惟方についてはさらに注(173)で、⑫「藤原経宗は二条天皇の生母(懿子)の兄で、後白河譲位の日、藤原信頼とともに真っ先に後白河上皇

の院司に補された（『兵範記』保元三年八月十一日条）。藤原惟方は後白河天皇のもとで藏人頭を勤め、後白河譲位の前日に参議に昇進し、院別当になった。」（同、p.203）と補註を付され、⑥の判断をする根拠を挙げられている。

後白河譲位後の政局における「親政派」「院政派」の色分けは当事者の外部から、あるいは後世から見た分類であって、個々の人物にあらかじめ色が付いているわけではない。両者の対立の開始についても半世紀にわたる長い研究史がある¹⁾。つまり、その対立自体や個々人の党派への帰属を先験的に決め込むわけにはいかないのである。

その意味で、両派の対立について、事実にもとづき、論拠を提示され（④）、みずからの視点から考え直されようとされた河内氏の姿勢自体は、——その結論への賛否は別にして——研究者として学問的かつ正当なものである。表層の事実への深い懐疑を背景としているだけに、その懐は深いと言える。（繰り返すが、結論の当否あるいは賛否はおのずと別である。）

ゆえに、③の批判は、一見もっともだが、河内説の内在的な論理（論理整合性²⁾）を踏まえた批判にはなっていない。

次に④について。これは完全に事実[・]に反する[・]だけでなく、さらに大きな問題性をも孕んでいる。（圏点—筆者、以下引用を含めて同じ）

河内氏の当該書は、まず、扱うべき史料を解説したうえ、「事件の経緯を復元するという目的」から史料の順位付けをつけられ、平治の乱にかんしては、①『百練抄』、②「愚管抄」、③『平治物語』の順位をつけ、軍記物語である『平治物語』の影響を断ち切ることを基本的態度とされた（河内2002, pp.4-5）。

1) 龍肅1962, pp.207-213, 玉井力2000, pp.78-81（初出1987）、曾我良成2011, pp.117-121。

2) ちなみに、以上の、論者の内在的な論理の整合性や一貫性については、フランス革命の研究者であった遅塚忠躬の遺著『史学概論』の用語法に従って、本稿では以後、〈論理整合性〉（遅塚の言葉では、「論理的筋道の通った議論」）という用語で表現し、また個々の経験によって知られた事実にもとづく記述という点については、〈事実立脚性〉という用語を使用し、表現することにした（遅塚2010, pp.1-3）。

さらに、本文では史料を漢字かな混じりに書き下し、難解な用語にはルビを付し、人物の注記も豊富に付けられて、本文を容易に読み進められるように一般読者への配慮を示されている。

一方、専門家・研究者向けには、320個に及ぶ注を巻末に置かれて、引用史料の典拠、参考文献のページ数まで、詳細に記述されている。こうした河内氏の学問的な配慮によって、我々は河内氏の記述の論拠をたちどころに検証（自然科学でいうところの追試（験））することが可能である。（本稿では、以後《追試》と表記する）。

さらに、史料解釈から直接に導ける事実、その事実から導ける推理、さらに推測³⁾という記述の〈事実立脚性〉のレベルが容易に読み取れる記述となっている。

以上の2つの点で、河内氏の著作は、「反証可能性」に対して開かれており⁴⁾、その点で間違いなく経験科学としての歴史学の学問的著作である。

もちろん、筆者の判断によるかぎり、問題点はある。しかしながらその問題点の多くは、やはり筆者の理解によれば、南北朝正閏論争をへて成立した近代史学の本流が、厳格な史料主義を禁欲的に守ったこととかかわっている⁵⁾。戦前の実証主義史学は（依拠すべき古記録を欠く）平治の乱の全体像を十分に描きえなかった、あるいは記述の対象としなかったという点と関連している⁶⁾。

こうした史学史上の問題と叙述の困難性を前提としながらも、河内氏は、

3) 「推測」という用語については、管見の限り、p.33, p.36, p.39, p.49, p.57, p.82, p.88, p.104, p.135, p.144, p.164, p.165, p.175, p.191, p.196, p.197, p.218で使用されている。「類推」については、p.33で使用されている。

4) 遅塚忠躬、前掲書、p.4, pp.199-205, pp.344-365参照。

5) 宮地正人（1991）「幕末・明治維新期における歴史認識の構造」『近代日本思想史大系13 歴史認識』岩波書店、p.559、および、拙稿（1997）「日本近代法史学史における「中世」」『法制史研究』46、pp.127-129。当該期にかんする歴史叙述でいえば、禁欲的な史料主義を貫いた最良の継承者が竹内理三『武士の登場』および、『竹内理三 著作集』5、6、8巻所収の論考であろうと思う。なおこの間の史学史上の問題については、拙稿1997、とくにpp.128-129を参照されたい。

壮大な作業仮説の一環として、——多くの推測を交えつつ（推測による記述は確かに多い）——平治の乱の全体像を描ききろうとなされた。その挑戦ゆえに、いくつかの問題点を有し、その所論の有効性や射程の範囲、限界性、問題点を我々は慎重に検討し、吟味する必要がある。

2 視角設定における価値自由の問題

上記の壮大な作業仮説の原点は、古代政治史の事件や争点はずねに天皇という存在に発するが、朝廷という組織にとって最大の問題は、天皇の権威が確立する問題であり、その天皇の権威は皇統の形成によって確立されるという、1986年の『古代政治史における天皇制の論理』で抽出された論点がある。そして、その後の膨大な著述で、南北朝期まで一貫してこの視点（視角設定⁷⁾）から歴史分析を試みられた。

中世に関しては、1990年『頼朝の時代』において、頼朝をはじめとする武士の行動を、天皇との関係から分析し、朝廷・幕府体制という体制理解を示され、その骨格を天皇（後白河）に幕府が直接従属する点に求められた。こうした観点は、近年の『日本中世の朝廷・幕府体制』（2007）、『天皇と中世の武家』第一部「鎌倉幕府と天皇」（2011）まで一貫している⁸⁾。

6) 平将門の乱から鎌倉初期（源氏3代将軍）まで、関係史料を博搜して叙述した大森金五郎『武家時代の研究』1～3巻（1923-1927）が、平治の乱については、ほとんど記述していない。また、戦前版『岩波講座日本歴史』で「保元平治の乱と平氏」（1934）を書いた平泉澄が、保元の乱の記述で終わってしまっているのも、この点と関係するものと推測する。

7) 本節表題に掲げた「価値自由」は、——いうまでもないが、——マックス・ウェーバーの用語を使用している。身近な典拠としては『職業としての学問』（1991、第63版、岩波文庫）、p.44,および、p.89「旧版の序」（尾高邦雄）参照。

8) 以上の河内氏の議論の要点については、きわめて大づかみなその論理脈絡理解であるため、典拠のページを詳細に指示することはできない。筆者の論理についても同様である。ご了解願いたい。なお、「武家政権成立史」の筋立ての立った軍記物語の使用を慎み、保元の乱から元弘・建武の乱にいたる諸事件を、「第一が貴族の日記、第二は『愚管抄』、『神皇正統記』、第三に軍記物と明確に」した上で、再検討することを指摘される河内祥輔氏の主張（河内2007、p.8）は、実体的には、元木氏の主張とかなり近いものと判断されるものである。なお、この河内氏の主張について付言すれば、貴族の日記は、やはり、貴族の観念・常識というバイアスがかかるため、御成敗式目以下の武家文書の世界と大きく異なる歴史像を提供す

ところで、筆者はその論文集の第一論文を（実質的には）、河内論文批判からはじめてるように（拙著1991, pp.56-59）、河内氏の依拠する上記の前提あるいは歴史像とは、相当に異なった歴史像をかねて有している。

即ち、御成敗式目の成立に、幕府法秩序の（旧来の公家法秩序に対する）自立契機をみて、その後の幕府裁判権の充実と、権力の在地浸透の過程で、朝廷の〈公〉とは違う「公方」という新しい正当性を生み出していく歴史像を提示している。この筆者の視点と河内氏の議論とは、実は水と油の議論である。それゆえ、河内氏の全著作に、ある意味では批判的に接してきた。現在でも、見解は大きく隔たっていると思う。

にもかかわらず一面で、筆者は河内氏の全体系が一貫した論理と、高度な実証性に裏打ちされていることは否定できない事実だと受けとめてきた。つまり、河内氏の議論には批判的に、しかし同時に、議論の〈事実立脚性〉〈論理整合性〉の点で、敬意をもって、フォローしてきたつもりである。なぜなら、河内氏の分析視角の設定は、——〈宮廷政治史〉あるいは〈公武の頂点的な政治史〉という氏の設定した視角の有効性に関する批判はそれとしてあるのだが、——一つの視角としては正当なものであり、尊重されるべきものと考えてきたからである。

そして、今回平治の乱を考察するにあたって、河内氏の『保元の乱・平治の乱』について、元木氏の諸業績にあたるのと、まったく同様の態度をもって、内在的にかつ批判的にのぞんだのであるが、河内氏の作業仮説に立った場合（＝内在的論理に即した場合）、その〈論理整合性〉は強靱であり、決定的な破綻を容易にはみつけえない。

ゆえに、本書が、一般の読書人にも翫味可能な歴史書であるとともに、貴重な学問的達成ともなっていることは、まぎれようもない事実と考えており、筆者としては、その両立に払われた学問的な配慮に敬服せざるをえないのである。

るものと考えられる。ゆえに、筆者は、古文学の伝統的立場に従って、第一の材料は、あくまで、古文書類と考えたい。

以上のごとく考えるために、元木氏の④の記述はまったく事実に反する(=事実立脚性に欠ける)ものと筆者は判断している。

筆者の経験の範囲で言えば、本著作に「不可」を付けた場合、日本の大学における学生レポートで、「可」をとりうる学生はおそらくいないものと思われる。これは大学院の院生レベルでも同様である。さらに、それ以前の問題として、筆者にはそうした判断に言及することすら、憚られるレベルの言説である。

さらに、⑤。「天皇制こそが諸悪の根源という結論」については⁹⁾、河内氏の全著作のなかで、そうした言及はなかったと認識していたのだが、筆者としては自らの見落としに自信がなく、〈事実立脚性〉が歴史研究者の生命線であると考えているため、⑤の事実を確かめるために、思い切って、はじめて河内氏の研究室を訪ね、直接お話をうかがったのである。河内氏から「そうした主張をしたことはない」とのお答えを確認した。

元木氏は、⑦のごとく「推測」し、⑥の記述にいたった理由をきちんと説明されるか、記述を訂正されるべきである。

次に、〈⑧の「学問をねじ曲げ政治に従属させようとする暴挙」である。〉さらに〈⑨の「絶対に許されるものではない。」〉という記述も、この場合は、その内容と同時に、まずもって日本語としてまるで理解できない。

ここでいう「政治」とは何なのか。『日本国語大辞典 第2版』は、「①国を治めること。近代では、主権者が立法、司法、行政などの諸機関を通じて国家的統一を維持し、国民の共同生活を守ること。政事。まつりごと。②会社、労働組合、学校などの社会集団で、意見の相違や利害の対立などを調整することについてもいう。」と2義を挙げるが、これでは⑧の文脈を上手く判断できない。『(デジタル)大辞泉』『広辞苑』でもほぼ同義である。百科事典類及び一般的な政治学の概説¹⁰⁾をも参照したが、元木氏の意

9) 元木氏の④の指摘は正しく河内氏の立論を踏まえたものである。

10) 高島通敏(2012)『政治学への道案内』講談社学術文庫

図される「政治」の意味が把握できなかった。

元木氏による河内説批判は、筆者の気づいた限りでも、以下列挙するごとくに及んでいる¹¹⁾。

(2004) pp.78-80〔後鳥羽院死後の武士の警固について〕(河内2002, pp.50-58, 以下年次を省略する)

(2004) pp.92-94〔崇徳上皇の白河殿への参入の意図〕(河内, pp.65-74)

(2004) p.100〔7月11日の崇徳方と後白河方の「交渉」¹²⁾〕(河内, pp.75-86)

(2004) p.103〔合戦の決断者、忠通と後白河〕(河内, pp.79-86)

(2004) p.116〔戦い方、勝ち方の特徴〕(河内, pp.87-89)

(2004) p.129〔保元の乱後の忠実の処分について〕(河内, pp.94-97)

(2004) p.183〔信西の自害について〕(河内, pp.120-122)¹³⁾

(2004) pp.187-188〔後白河院独自の皇位継承候補の擁立(河内説における動機の推測)〕(河内, pp.113-116)

(2004) pp.247-248〔河内氏の「学説を無視した面」(天皇・上皇主体性の過大評価)「政治史の方法」〕(不詳)

(2011) p.184-185〔@引用〕(河内, pp.113-166等)

(2011) p.210〔王権と河内源氏とを過度に結合させた解釈〕(不詳)¹⁴⁾

以上のように、元木氏による河内説批判は実に多岐にわたっている。

しかし、筆者の判断によれば、本来学説批判の前提となるはずの河内説

11) 左に掲げたページ数が元木氏著書群のもので、右端が河内氏のそれである。なお注意しておきたいのだが、元木氏の批判に対応する河内説の該当範囲(右側括弧)は、筆者が繰り返し河内説を参照し、独自に臆測したもので、元木氏によるものではない。なお、(2004)の引用は(2012b)の該当ページによる。

12) 「交渉」とは、元木氏の使った用語で、河内氏は使用していないと思われるが、今は批判の文脈に従った。

13) この点のみは、「信西の狙いは永久の行方不明者となること」という河内説(2002,p.122)への賛意であり、批判ではない。

14) 筆者の判断では、おそらくこれも河内説を指すと推定されるが、典拠不明。

に対する内在的な理解の欠如が目立ち、若干の理由とともに結論のみが断定的に提示されているという特色が認められる。

以上に述べた河内説への内在的理解の欠如に加え、研究者相互の批判対象としては、典拠表示および《追試》可能性の点で、学問的な批判となりにえていない。

筆者は以上のように判断しているので、元木氏による河内批判の是非について逐一ここで取り上げる対象とはならない¹⁵⁾。

これは、筆者のまったくの推測だが、河内氏が2004年以後の平治の乱にかかわる論考において、元木氏の批判を無視されたかのごとくみえるのも(河内2011, pp.31-51)、この点に関係するものとも推察される。

3 新書あるいは選書における記述について

しかしながらそう言うと共に、厳密な挙証責任を要求されない〈選書〉あるいは〈新書〉媒体の元木氏の記述に対し、筆者が学問レベルでの記述の厳密さを求めているのではないかと考えて、筆者のかかる態度が逆に不当なのではないかという意見をいただく読者の存在が予想される。

しかし、それはそうではないと思う。

学問的な記述(論文等)においては、〈論理整合性〉〈事実立脚性〉にもとづく限り、——その場合でも最低限一定の礼が要請されるだろうことは言うまではない(と筆者は考えている)のだが——批判の自由度は大きいと思われる。

研究者相互であれば、その記述の典拠にあたって、論者の記述の当否を比較的容易に検証することが可能であるからである。

15) もちろん結論についてのみ言えば、元木説に軍配を上げたい事例も若干ながら存在するが、上記の批判手続き上の問題があって、実質的な議論に立ち入れないのである。法学上(刑事裁判上)の手続きで言うところの適正手続(デュープロセス due process)違反の問題を想起していただければ分かりやすいと思われる。政府の活動を対象とした適正手続の趣旨とややズレるのだが、「適正手続の要請上、必ずしもつねに実体的真実が優先するわけではない」(五十嵐清(2002)『法学入門〔新編〕』悠々社,p.115)という法学の考え方はここでも参考になるとと思われる。

一方、選書あるいは新書の読者対象は広く、かりに、典拠が正確に記載されていたと仮定しても、典拠照合による記述の当否判断には、(一般読者には)大きな困難がともなうだろう。

それゆえに、厳密な意味での、〈論理整合性〉〈事実立脚性〉が要求されない選書・新書の記述においては、学説批判には、相応の配慮が必要であり、とくに自説の反対説の批判にあたっては、論文以上の自制が要請されるものと思われる¹⁶⁾。

もし筆者の以上の考えが認められるならば、元木氏による一連の河内説批判は、河内氏の貴重な学問的達成に対する、選書・新書媒体のなかでの、不当な批判との声があがってもやむをえないものであり、その価値を貶めているのではないかとの危惧を抑えられないものなのである。

以上、簡単ではあるが、元木泰雄氏による河内祥輔氏の著作への批判が正当なものではないという点を指摘した。

河内祥輔氏の『保元・平治の乱』における平治の乱にかんする記述は、典拠表示を有する学問的著作としては近年唯一のものとして筆者は考えている。さらに、近代歴史学の長いスパンをとってみても、ほとんど唯一といってもよい専著なのではないかと思考している¹⁷⁾。

筆者は以上の判断を本稿の前提とする。ゆえに、以下本稿では、この河内氏の学問的達成を手がかりにし¹⁸⁾、これを検証する形で、筆者なりに平治の乱の前提、経緯、および全体像に迫ってみたいと思う。

16) なお、この点では執筆者と一般読者を媒介し、編集権を有する出版社、編集管理者あるいは直接の編集者等の役割や責任も大きいものとも思考しており、そのレベルでも、研究者の反対説に対する度を超えた激越な表記は、十分吟味されなければならないと思量する。

17) 飯田悠紀子(1979)『保元・平治の乱』(教育社)は、新書媒体ではあるが、典拠表示に極力努力した跡がうかがえ、《追試》が比較的容易であるので、平治の乱にかんする准学問的専著と考えられる。

18) 河内氏は、2002年に発表された議論を、2007年(pp.27-30)、2011年(pp.40-51)の著作でも展開されているが、実証的には2002年の著作がもとになっていると判断されるので、以下で検討するのはとくに断らない限り、2002年の著作によっている。

二 平治の乱の要因について

1 河内説の前提

河内氏は、平治の乱を議論する際に、以下のようないくつかの前提をおかれている。

つまり、保元の乱については、『兵範記』という一級史料があるために、『保元物語』の誤謬を見極めるのは容易だが、平治の乱は依拠すべき日記を欠くので、『平治物語』に対する見方に甘さが生じ、ともすれば、事件の経緯が『平治物語』に全面的に依存して説かれる危険がある、軍記物語である『平治物語』の筋立てをすべて白紙にもどして見つめ直すべきである、以上の基本態度をとられたことである（同、p.4）。

軍記物語への警戒は、その後の著作ではさらに一般化されて展開されていて、2007年の『日本中世の朝廷・幕府体制』ではこれをより一般化して、保元の乱から建武政権まで、軍記の影響を排することで、「武家政権成立史」に替わる新しい構想が生まれると展望されている（河内2007、P.8）。

こうした基本的態度に立って、平治の乱については、

①『百鍊抄』、②「愚管抄」、③『平治物語』

という史料の優先順位をつけ、——とくに②の『愚管抄』を主軸にすえ——事件の経緯そのものを調べ直す基礎的作業を行われた（同、pp.2-5）。この史料優先順位については河内氏に従いたい。

平治の乱の前提をなす、保元の乱後の情況に対する河内氏の論点は多いのだが、以下の2節以下ではこれを、およそ次の3点に分けて要約しつつ吟味していきたい。

- 2 貴族社会の状況（の理解）
- 3 親政派と院政派の対立の開始時期（の理解）
- 4 後白河上皇の「動機」（について）

2 貴族社会の状況（乱の要因（一））

保元の乱後の貴族社会の状況については、保元の乱で打撃を受けた摂関家の状況、とくに後白河天皇譲位後の二条親政派と後白河院政派の対立、さらに院の近臣層の動向などをめぐって、種々の見解があるが、これらに対する河内氏の見解はおよそ次のように要約されよう。

- ㊦〔摂関家と後白河の関係〕摂関家は保元の乱後も乱の痛手から立ち直れず、信頼との争いで一方的に後白河に処罰され屈辱を嘗めた相手である信頼の妹を子息基実の結婚相手とした。これは「忠通がひたすら白河に取り入ることで、摂関家の安泰を図ろう」としたためである。（同、P.102-105）
- ㊧〔貴族社会の状況〕保元の乱で、「貴族の大多数は、天皇同士・摂関父子の戦いを傍観したから」、「保元の乱は貴族社会にほとんど何らの変動も及ぼさ」ず、「貴族社会は安定」していた。（同、p.106）
- ㊨〔後白河治世動揺の原因〕後白河は譲位前後を通し朝廷の中心に存在した。後白河治世期のたえざる動乱の原因は、摂関家が貴族社会の統率力を失い後白河に屈従したことで、後白河も貴族社会の支配の拠点 を失い、側近政治となったためである。（同、p.107-108）
- ㊩〔信西について〕後白河の側近の頭目は信西である。実務能力を買われて故鳥羽法皇に用いられ、㊦₁上流貴族の評判もよい。その理由は、㊦₂彼の實力を認めるからであり、㊦₃彼が身の程を心得え、彼の子息たちの昇進も極端に目立つものではなかったからである。頼りなげな後白河補佐役に適任で、（上流）貴族らに安心感を与えた。側近政治も信西が中心にあるかぎり、破綻をきたす心配はないと思われた。（同、p.108-109）
- ㊪〔信頼について〕一方、信頼の異様な昇進は貴族の目からは秩序の攪乱で、信西・信頼が側近として両立することは困難であった。信西の

阻止により、保元3年11月以後信頼昇進がストップした。(同、p.109-110)

結論から言えば、㊦㊧㊨は支持できるが、㊩㊪は支持できない。この点を敷衍してみたい。

河内説における㊩の「貴族社会は安定」していたという論点と、㊪の信西にかんする記述は、筆者の理解とかなり異なっている。

別稿Ⅱで記したとおり、経済的基盤、政治的基盤および官爵の昇進情況の点で、保元の乱後における信西の子息達の貴族社会での勢威は、摂関家につぐと評してもよいほどの広範囲にわたるものであり、その進出は貴族社会に大きな波紋を呼び起こすものであった。

信西子息で、活躍が具体的に跡づけられる、㊩俊憲・㊪貞憲・㊫是憲・㊬成憲・㊭脩憲らの進出と活動は実に顕著である。

㊩俊憲・㊪貞憲は、兄弟揃っての三事兼帯などを通して、実務を担った藤原惟方らに脅威をあたえ、㊬成憲・㊭脩憲は、近衛コースの驚異的な昇進スピードで藤原信頼や成親らに危機感を抱かせたものと考えられる。㊬成憲は、藤原成親を「超越」しており、彼らの勢威は旧来の実務官僚家・院近臣家、とくにその2、3男に波紋と反感をもたらしたものと想定される(別稿Ⅱ参照)。

それゆえ、摂家・閑院・小野宮流など上級貴族に限定すれば、河内氏の㊬の評価は成立する可能性があるが上流貴族に限定してもなお躊躇される部分が残る¹⁹⁾、「貴族社会」と一般化した場合は支持できない。

とくに、㊮傍線部の評価は左袒できない。この点で後白河讓位後の院司を検討し「組織された院庁の別当は、いずれも側近に権威を競わんとした異才であったから、宮廷には不気味な底流があって、落ちつきを見せなかったようであった」²⁰⁾と記述した龍肅説が当該期貴族社会の状況について正鵠を得ているものと思われる。

3 親政派と院政派の対立の開始時期（乱の要因（二））

二条親政派と後白河院政派の対立については、その開始の時期をめぐって龍肅以来、近年の曾我良成氏にいたるまで、半世紀にわたる研究史がある²¹⁾。この問題にかんする河内氏の見解は次のようである。

- ㊸〔故鳥羽法皇の遺志と後白河院政〕この時期の朝廷には二条天皇の直系子孫が皇位継承するという故鳥羽法皇の遺志が合意として存在し、後白河もこれに制約されていた。（同，p.110-112）
- ㊹〔親政派と院政派〕両派の対立という「通説」は、平治の乱以前は成立せず、経宗・惟方は後白河側近でもあった。信西は鳥羽の遺志の後継者という点で、後白河・二条双方に仕えることに矛盾はなかった。（同，p.111-112）

即ち、河内氏は親政派と院政派の対立は平治の乱後の問題であるとされ、龍肅、竹内理三以来²²⁾の通説を否定されているようである。確かに、史料的には両派の対立を明確に証明することはなかなか困難であるように思われる。後白河の側近は鳥羽の側近の横滑りで、彼らは（二条直系を正統とする）鳥羽の遺志の遵奉者であるとする河内氏の論理は説得力がある。

しかし以下は論理的な想定にすぎないが、前記2節の貴族社会の状況理解、即ち、信西一家の進出で不気味な底流が生じていたとすると、後白河の乳父という信西に対するに、二条の乳父であった惟方や二条天皇の生母

19) 保元2年11月27日に「信西の妻御乳母紀伊典侍が、八十島祭使を勤仕したが、このとき乗用の唐車をはじめ、牛・馬・車副等は、勅定によって関白忠通が調進し、また随従者は二百余人に及んだが、これも勅定によったものであったという。公卿六人が毛車に駕して扈從し、頗る盛観を呈した。而してこの勞によって十二月十七日に典侍は従三位に進められている。」（龍肅（1962）『平安時代』春秋社，p.201）という龍肅の指摘を踏まえると、上流貴族でも、信西一家の進出に不満を有したと考える根拠が十分にある。また、信西の実力を認めたとしても（㊸₂）、それを好意的に受容できるかどうかは（㊸₁）、おのずと別問題であろう。

20) 龍肅1962，p.204。

21) 龍肅1962，pp.204-210，玉井力2000，pp.78-79，曾我2011，pp.117-121など参照。

懿子の兄であった経宗らは、その独自の[・][・][・][・][・]権力基盤を二条天皇に求めるしかなかったと考えられる。

というのは、二条天皇の東宮時代に経宗は東宮大夫（『補任』²³⁾ ⊖, p.433-441), 惟方は東宮大進であって（『補任』 ⊖, p.443), 即位後も、惟方は保元2年まで5位藏人および藏人頭として二条天皇に侍しているから（『藏人補任』²⁴⁾, pp.207-210), 二条天皇との結びつきはいくえにも重なり深かった。

一方で、確かに彼らは後白河院庁別当にも名を連ねているが、公卿の多くは同時に院庁別当にもなっていて、信西一家は俊憲・貞憲・成憲・脩憲4人が院司に名を連ねており²⁵⁾, 院司に名を連ねていることの意味はさほど重視できないと思われる。

同時に、後白河の仏法や今様への熱心さとその対極での政治への無関心、後白河への宮廷の批判的雰囲気指摘する竹内理三の説に対しては、新しい天皇の父として、後白河上皇が「治天の君」として院政をおこなうことに後白河讓位の積極的に理由を求めた安田元久の批判がある。この安田説に立つならば、後白河院政の開始は、当初から二条親政を求める勢力と相当に対立する性格を有すべき性格のものだったと想定されよう²⁶⁾。

以上から筆者としては信西一家の勢威に対する貴族層一部の反発を前提に、通説どおり²⁷⁾ 平治の乱以前から両派の対立があったと考えたい。

4 後白河上皇の「動機」(乱の要因 (三))

この問題こそが河内氏の独自の見解であり、また氏の最大の主張であるのだが、それは次のように要約されよう。

②〔皇位継承問題〕後白河は二条(子孫)を直系とした父鳥羽の遺志に反

22) 龍肅1962, pp.203-204. 竹内理三1999, p.229.

23) 『公卿補任』は以下『補任』と略記し、巻数と頁数のみを本文中に記す。

24) 『藏人補任』(1989) (市川久編, 続群書類従完成会), 以下、本文中に書名・頁数のみ記す。

25) 「高野山文書」平治元年5月28日後白河院庁下文(平安遺文2979号文書)等参照。

26) 安田元久1986, pp57-61.

抗し、二条即位で空いた皇太子にひそかに次男（後の守覚法親王）を擁立しようとした。（同，p.113-114）

- ㊸〔タイムリミット〕次男は平治の乱の2ヶ月後に出家し皇位継承資格を失っており、平治の乱は次男の出家を止めるタイムリミットに起きた。（同，p.115）
- ㊹〔（守覚）擁立案と信西〕（守覚）擁立案の最大の反対者と予想されるのは信西であり、後白河にとって、信西は「邪魔な存在」であり、信頼は信西のライバルとしてにわかには登場する。後白河の鬱屈した衝動、すなわち鳥羽法皇の遺志の遵守という合意に対する反感がそこにみえる。（同，p.115-116）

実は筆者は以上の㊸から㊹の主張については是非の判断ができない。

というのは、河内氏ご自身「文献上にその徴証を見出すことができるわけではない」が、「あえて想像を廻らして」（同，p.113）、〈皇位継承問題〉が後白河が信西排除に動いた動機と記されているからである。

「後白河のような人物にこそ、父に対して反抗する姿が似合っている」（同，p.113）という記述も、〈そうかもしれないがそうでないかもしれない〉としかお答えしようがない。

「皇位継承問題こそが一貫して政治の最重要課題であり、政治の主たる動因であったとみななければならない」（同，p.174）という観点は、河内氏の1986年の『古代政治史における天皇制の論理』以来の一貫した観点であり仮説であるので、その観点から平治の乱についても解釈されたということは氏の研究の文脈に立てば十分理解できるのだが、筆者は上記圏点部の前提的理解を共有することはできないので、本書の核心的な仮説であるこの「後白河上皇の動機」についても、残された具体的な痕跡から検討せざるをえないことになる。

27) 龍肅1962, pp.203-204。竹内理三1999, p.229。

その結果として、具体的痕跡（おおよそが文献史料）にもとづく経験科学としての歴史学の問題としては、この命題はいまだ実証された問題ではなく、そしておそらく今後も実証不能な問題と考えざるをえない。

河内氏はこの記述にかんして「想像」と断っておられるので、その点で問題は少ないのだが、筆者は以上の立場をとるゆえに、この河内氏の見通しについては受け入れることはできない。

しかし、河内氏のこの前提的（作業）仮説であるとともに立論の軸でもある平治の乱における〈後白河上皇の動機〉という問題を、ひとまず捨象しても、事件の経緯にかんする河内氏の議論は数多くの重要な指摘を含んでいる。そこで章をあらため、次に、12月9日事件にかんする河内説を検証するなかで、三条殿焼き討ちにいたる事件の核心に迫っていきたい。

なお、従来は、12月9日から26日迄の一続きの事件として記述されることの多かったこの平治の乱を、9日事件と25、26日事件という2つの事件から構成される事件として、問題を再整理されたのは河内氏を嚆矢としている。

この整理によって、平治の乱は非常にその輪郭をはっきりと把握できるようになり、同時に、2つの事件の性格をそれぞれ追及し直してみる手がかりが示されたとも考えられる²⁸⁾。

河内氏の示された論点を、次章においても受けとめて議論を進めたいのだが、論点が複雑に絡みあうために、以下、3つの問題（節）に分けて考えていきたい。

- 1 三条殿焼き討ちと「放火」（にかかわる問題）
- 2 信西の自殺（にかかわる問題）
- 3 信西の梟首（にかかわる問題）

以下次章では、3つの問題に便宜分けて議論をしていきたい。

三 12月9日事件をめぐる論点

1 三条殿焼き討ちと「放火」

三条殿焼き討ちは平治の乱を発端となった軍事的蜂起である。この最初の事件にかんする河内氏の独自の見解はおよそ次のとおりであろう。

- ㊦ 〔三条殿襲撃の記述〕『百練抄』『愚管抄』はともに、「事件は信頼、義朝等の「謀反」であり、彼らが院御所に「放火」した」と記述している。(同, p.117-118)
- ㊧ 〔三条殿「放火」の見直し〕しかし、三条殿にいた信西子息の俊憲は、まず縁の下に逃げ、その後逃走しており、これは義朝勢の襲撃が先行して火災は後であったことを示唆するから、この火災は「失火」とみるべきである。(同, p.118-119)

ここに示された論点は、事件の発端となった三条殿襲撃の、とくに放火あるいは失火にかんする見解である。河内氏が引用されている『愚管抄』の前後も引用しつつ、史料解釈をして検証してみよう。

なお、検討に先立って『愚管抄』について一言しておきたい。『愚管抄』はいうまでもなく、承久の乱直前に書かれたもので、同時代史料ではない。しかし同時に、聞き書き、異説併記などを通じて「事実の糺明」に意を用い、撰家九条家に伝えられた情報や情報ネットワークの中心である叡山にあつまった情報をもとに記された書物でもある²⁹⁾。同時代史料でない点を念頭におきつつも、作業手続きとしては、この点を捨象し、ひとまず、で

28) 本稿が、平治の乱の要因と9日事件を論述対象としたは、25日、26日および翌平治2年2月迄を本論文で取り扱うと論点が散漫になりかねないという主に立論の便宜および紙幅の問題によるが、I論文、II論文で義朝や信頼の動機形成をあつかったので、それに対応させたのがもう1つの理由である。しかし第3に、河内氏の論著によって、それぞれの事件がその共通性ととも独自に性格を有していることが示されたことにもよっている。

29) 大隅和雄2012a, pp.220-230参照。

きるだけ厳密に史料解釈を試みてみたいと思う³⁰⁾。

〔史料A〕(『愚管抄』巻5)(大系, pp.227-228³¹⁾)

か、りける程に平治元年十二月九日夜、三條鳥丸の内裏、(院の御所にてありけるに)、①信西子どもぐしてつねに候けるを、②押こめて皆うちころさんとしたくして、③御所をまきて火をかけてけり。

さて中門に、御車をよせて、師仲源中納言同心の者にて、御車をよせたりければ、④院と上西門院(統子内親王)と二所のせまいらせたりける(に、信西が妻成範が母の紀の二位は、せいちいさき女房にて有けるが、上西門院の御ぞのすそにかくれて御車にのりにけるを、さとる人なかりけり。上西門院は待賢門院の一つ御腹にて、母後のよしとて立后もありけるとかや、さてかたがた殊にあひ思て、一所につねはおはしましけるなり。)

⑤この御車には重成、光基、季実などつきて、⑥一本御書所へいれまいらせてけり。(この重成は後に死たる所を人にしられずとほめけり。)

⑦俊憲・貞憲ともに候けるはにげにけり。(⑧俊憲はただやけ死んと思て、北のたい^(?)の縁の下に入てありけるが、⑨見まはしけるに逃ぬべくて、(焰のただもえにもえけるに)、⑩はしりいでてそれもにげにけり。)

この『愚管抄』の記述で、ゆらぎの比較的少ない歴史的事実にかんする記述は、下線部(③、④、⑤、⑥、⑦)であろう。つまり、

(蜂起部隊が)院御所を包圍して(③)、後白河院と上西門院を車に乗せ(④)、重成、光基、季実がこの車を警固して(⑤)、2人を内裏の一本御書所へ移した(⑥)。信西の子の俊憲・貞憲は御所に伺候して

30) なお、『愚管抄』は挿入的な説明が多く、文脈が実にとりにくい。いま挿入的部分を括弧に入れ、ポイントを落として適宜改行し中心的な文脈を浮き出して示し読解の便をはかるとともに、筆者の読みを強調してみた。

31) 『日本古典文学大系86 愚管抄』(1967)(岡見正雄・赤松俊秀校注、岩波書店)による。本稿における引用は読みやすきを図り、適宜改行し、漢字は新字体に改め、ルビは省略し、片仮名を平仮名に改めた。なお、注記として記されている小文字は〈…括弧…〉をもって示した。本文中では岩波古典文学大系本から該当ページのみを記した。

いたが逃走した(㉞₇)。

という部分である。このほかの部分³²⁾は、この歴史的事実の因果関係にかかわる記述で、史料記述者としての慈円による解釈介入余地が大きくなってくる。そして、この事実にかんする記述のうち、㉞₇を除いた部分が、そのまま〔史料B〕の『百鍊抄』の記述である。

〔史料B〕『百鍊抄』（『新訂増補国史大系11』, p.74）

十二月九日。夜。右衛門督信頼卿。前下野守義朝等謀反。放_二火上皇
三条烏丸御所_一。奉_レ移_二上皇・上西門院^{鏡子}於一本御書所_一。

『百鍊抄』も抄出なのだが、〔史料B〕の部分は『愚管抄』の比較的ゆらぎの少ないと推定した部分と(㉞₇)を除いて、ほぼ一致する。

〔史料B〕(『百鍊抄』)の掲出した記事の筋も、御所に放火し、上皇・上西門院を(内裏)一本御書所に移した、という事実なのである。

〈①『百鍊抄』, ②「愚管抄」, ③『平治物語』〉という史料優先順位に忠実であるならまず9日事件の骨格はこの点に求められなければならない。筆者はむしろ、上皇・上西門院を三条殿から内裏へ移す口実のためにこそ、放火が第一義的には行われたのではないかと解したい。そして、それが同時に、信西・信西子息らの排除のためでもあったのであろう。

『愚管抄』の記述に戻ると、「御所をまきて(包囲して)火をかけてけり」(㉞₉)とあり、そして上皇・上西門院を「中門に、御車をよせて」迎えている点からみて、放火したのは、中門から寝殿(母屋)にいたる中枢建物と上皇等の脱出(確保)経路にあたる東門の周辺を避けた建造物、即ち、諸門(北門, 西門, 南門)あるいはそれをむすぶ塀と推定され、かりに建物本体であったとしても、隨身所や侍廊あたりだったものと想定される³³⁾。

この放火を「失火」であるとみる河内氏の根拠は、㉞₈, ㉞₉, ㉞₁₀である

32) ㉞₁, ㉞₂, ㉞₈, ㉞₉, ㉞₁₀および下線を付さなかったその他の部分。

33) 大田静六(2010)『寝殿造の研究 新装版』吉川弘文館, pp.515-519, とくにp.518所掲の図109参照。

が、この部分は〔史料A〕の『愚管抄』の記述から言うと挿入的な部分であり、大隅和雄氏の言葉で言えば、「登場人物たちに自分の感情を移入し、歴史の一齣一齣を追体験することによって、理解を深めようとした。」³⁴⁾部分と考えられる。

それゆえに、記述者である慈円の解釈が入りやすい部分である点が第1に注意すべき問題である。

第2に、㊤。「俊憲は『ただやけ死ん』と[●]思て、北のたい⁽³⁴⁾の縁の下に入れて[●]ありけるが、」の史料解釈が問題となる。河内氏のごとく、「焼[●]け死[●]に[●]そ[●]う[●]な[●]っ[●]て」(河内2002, p.118)とは解せないのではないか。上記引用で二重かぎ括弧でくくってみたが、この「ん」は一人称の主格の「ん(む)」と考えられ、『ただ焼[●]け死[●]のう』という意志の「ん(む)」と考えるべきものと思われる³⁵⁾。言葉を補なって言いかえれば、〈襲撃で射殺されなどするよりは焼[●]け死[●]めならば〉焼[●]け死[●]のう〉と[●]思[●]って北の対の縁の下に潜り込んだのである。

第3に、「火事であれば、野外に飛び出すのが普通」(河内, p.118)とされるのも筆者は意見を異にする。上述第1の放火場所を前提にして考えると、俊憲らにとっては「火」の恐怖よりも、「矢」や襲撃武者と遭遇する恐怖がより大きかったと想定され、まず緊急避難として身を隠したのであろう。そしてあたりの状況把握を試み、北の対の縁の下で周囲を見回してみると、「逃[●]ぬ[●]べ[●]く[●]て」(㊤)、「き[●]っ[●]と[●]逃[●]げ[●]ら[●]れ[●]そ[●]う[●]な[●]の[●]で」³⁶⁾、「焰のた[●]だ[●]も[●]え[●]にも[●]え[●]けるに」(逃走経路に) 焰が燃えさかる中を³⁷⁾、「はしりい[●]で[●]て[●]それ

34) 大隅和雄2012, p.219参照。

35) 意志の助動詞「む」の意味については、「一人称の動作につけば「……よう」「……たい」と話し手の意志や希望を表わし、二人称単数…(中略)…、三人称の動作につけば予想・推量を表わす」(『岩波古語辞典』(1974) p.1437)と指摘される。河内氏は三人称の「推量」として「ん」を解されているが、上掲大隅和雄氏も「俊憲はもう焼[●]け死[●]め覚悟をして」(2012b, p.250)と訳されており、「意志」と解されている。

36) ここでの「ぬべし」は〈強意+推量〉だろうから、本文のごとく解した。この点前掲大隅氏は「まだ逃げるができるようなので」(同, p.250)と訳されている。〈きつと逃げられそう〉と俊憲が判断したのが事実なら、「如法一町宅作也」(『中右記』元永元年(1118)正月20日(史料大成㊤, p.16)とされた三条殿を囲んだ蜂起部隊は十分な兵力を有さなかったであろう。

もにげにけり。」(A₁₀) (走り抜けて逃げたのである)。さかんに燃えていたのは、俊憲らの逃走経路だったと推考される。

第4に、三条殿の西およそ三百メートルほどはなれた信西の姉小路西洞院なる宿所が同夜に焼き払われたという『平治物語』の記事の示す信西宅への放火事実³⁸⁾ がもし認められるなら、三条殿のみが「失火」で、信西宿所が「放火」であったという、蜂起部隊の対応が異なるものとなってくる点も気にかかる点である。

以上、三条殿の火事が「放火」ではなく「失火」ではないかという河内氏の所説を検討したが、火事を「失火」とする根拠は必ずしも説得的ではなく、「放火」とみなすべきというのが以上の検討の結論である。

2 信西の自殺

『愚管抄』によれば、信西は事件を事前に察知し逃亡しながら、逃亡を続けようとせず、京都府綴喜郡宇治田原町あたりに山中に穴をほって隠れていたが、捜索していた検非違使源光保に発見され、自殺したとその死亡の経緯が記されている(大系, p.228-229)。信西自殺にかんする河内氏の見解はおおよそ次のとおりである。

- ㊦〔信西自殺と謀叛³⁹⁾ 人としての処断〕信西は事件の発生を、事前に察知して逃亡したが自殺したようであり、源光保が遺体を発見(15日)、

37) 上掲注の大隅氏の訳に従う。

38) (陽明本)では「宿所を追捕してやきはらう。」(新日本古典文学大系(1992), p.156, 以下新大系本と略し頁数のみ記す)とあり、(金刀比羅本)では「宿所へ押しよせて火をかけたれば」(古典文学大系(1961), p.195), 以下、大系本と略し頁数のみ記す、なおそれぞれの依拠した本を(陽明(文庫)本)((金刀比羅(宮)本))のごとく表記した(大系, p.44参照)。

39) 「謀反」と「謀叛」表記について、本来君主に対する殺害予備罪である「謀反」と、亡命・敵前逃亡・敵方投降などを意味する「謀叛」は、律では区別されていたが、平安中期以降両者は混同され、平安遺文および鎌倉遺文所掲の古文書ではまったく混同されている(拙稿2003, p.219)。よって、筆者は基本的に地の文では「謀叛」表記を使用しているが、河内氏は地の文では「謀反」表記をされている。よって、史料表記はそれに従うので問題ないが、河内氏の要約では「謀反」を使用し、その他の地の文では「謀叛」表記を使用することにした。

首級は17日に京の大路を渡され梟首された。信西は謀叛人として処断された。(同, p.120)

- ㊤〔信西自殺の背景〕14日頃と推定される信西自殺の状況から、信西は逃げることを目標としておらず、信西の自殺の目的は死体が発見されざることと浄土往生であった。信西を追い詰めたのは一貴族・信頼ではなくより巨大なものである。(同, p.120-122)

河内氏は『愚管抄』の記事では信西は「逃げることを目標にしていなかった。最初から自殺を覚悟しており、その死に場所を求めて「志加良木山」に到った」(河内2002, pp.121-122)と指摘されるが、これはかなり踏み込んだ解釈である。

『愚管抄』は信西に供した西光が「ただ、唐へ渡らせ給へ。ぐしまいらせん」と言ったのに対し、「出立ける時は本星命位にあり⁴⁰⁾。いかにものがるまじ。」(大系, p.229)と答え、遁るまじき運命を悟って穴に籠もったと記述するだけである。

筆者としては、星の方位で判断し、この田原の地からさらにどこへ逃げても有力な逃亡先があるわけではなく、山中に〈たくみに隠れた⁴¹⁾〉とみなして、それ以上の逃亡を試みなかったのだが⁴²⁾、信西の期待に反しあいにく発見され自殺を余儀なくされ、その後、首を斬られたと解したい。

ところで、河内氏は、上記のような絶望的状況に信西を追い詰めたのは、一介の貴族・信頼ごときではなく、より巨大な力、つまり後白河上皇その人であったとされるのである(㊤)。

しかし、この段階の後白河上皇が、そのような巨大な力を有していただろうか。筆者としては、まずこの前提が疑問である。25, 26日事件後に、二条親政をとなえて後白河に嫌がらせをした藤原経宗・惟方を排除するた

40) 本星命位については、大系, p.475補註26および、早川厚一2007, pp.55-56参照。

41) 『愚管抄』では「信西はいみじくかくれぬと思ひける程に……」(大系, p229)とある。

42) 『平治物語(陽明本)』では、院・天皇の身代りとなって信西が死を選ぶ物語が記されている(新大系本, p163)。

め、この段階の後白河上皇は、清盛に泣いて頼み込まざるえなかった（河内2002, p.159）。その上皇が信西その人のみならず、自らの乳母紀伊2位の子・成憲と脩憲を含め、平治元年の段階で、貴族社会に広く基盤を有していた12人の信西の子を流罪にできたであろうか。

皇位継承をめぐる後白河上皇の動機はさておくとしても、この段階における後白河上皇（個人）に、そうした巨大な力があったとはどうも筆者には考えられないのである。

3 信西の梟首

源光保に斬られた信西の首は、京都にもたらされ梟首にされた。この問題にかんする河内氏の主張は次のように要約できよう。

- ㊦ [信西の梟首・謀叛人としての処断] 信西は梟首を予知し恥辱を遁れようとしたと推定される。梟首は異様であり信西は捕縛を拒否して反抗したが、死は遁れられないと早々に見極めていた。（同, p.123-124）
- ㊧ [謀叛人としての記述] 罪人として処罰されたのは信西であるにもかかわらず、『百練抄』『愚管抄』とも信頼の謀反として9日事件を記述しており、これは実情にそぐわない。（同, p.124-125）
- ㊨ [謀叛人認識の成立時期] ㊦₁、『百練抄』『愚管抄』の信頼謀反説は25、26日事件後に生まれた認識であって、事件の出発点において謀叛人とされたのは信西である。（同, p.125）

信西の梟首が異様であるのは河内氏のご指摘のとおりである(㊦)。この点については、保元の乱が、従来の貴族層の思考あるいは行動のありようを変えてしまったのであろうかという一般的な想定しか浮かんでこない。ただ、河内氏の記述には2点ほど疑義を呈せざるをえない。

その一つは、後白河上皇の信西への「憎しみの深さ」（河内2002, P.124）という理解である。河内氏の推測のように、後白河独自の（皇太子への）次男擁立に対して、信西が反対するだろうと予想したとしても、なにゆえ、

信西を梟首にするほどの憎しみを抱かねばならないのか、筆者にはよく分からない。信西一族の官爵昇進に後白河の意思が介在していると考える筆者にとって、信西個人への憎しみがそれほど深かったとは想定できないのである。また紀伊2位の建立した持仏堂・清浄光院の一郭にのちに院の御所法住寺殿を建てると、乳母紀伊2位と親しかったと考えられる後白河が、なにゆえ紀伊2位の子成憲・脩憲をふくめた12の子を流罪に処さなければならなかったのか、その点が、〈独自の皇太子擁立への予想される信西の反対〉という動機ではあまりに根拠薄弱であるように思われる。

かりに、後白河上皇の心の中に深く立ち入って、「無限の『心の闇』」⁴³⁾といった「後白河論」の視点に立ってみるならば、あれこれ想像することも可能なのだが、筆者はそれは歴史学の基本的任務ではないと考えている。そして、〈独自の皇位継承候補擁立という後白河の意思〉という河内氏の作業仮説を除いた残された具体的手がかりからは、後白河の信西への「憎しみの深さ」を証明するものは見あたらないように思われる。

第2は、梟首されたのが信西であるのに、『百練抄』『愚管抄』が「信頼の謀反」と記述しているのはおかしい、とのご指摘である。

しかしこれは、あまりにも形式的な議論ではないだろうか。

たしかに、㊦₁傍線部で指摘されるように、『百練抄』『愚管抄』の記述は、25、26日事件後の認識を踏まえたものであろう。そして信西梟首はおそらくは「信西謀叛」という名目のもので行われたものとも臆測される。信頼および惟方・経宗らは、25日まで二条天皇を内裏に確保していたから、二条天皇の名において信西を処断したものと思われる。

43) 棚橋光男1995, p.126参照。棚橋は「〈偉大なる暗闇〉=帝王後白河」(同, p.39), あるいは「後白河の魔性と狂気」(同, p.88)といった表現をしている。原論文は『講座前近代の天皇 第1巻』(1992, 青木書店)所収の「転形期の王権——後白河論序説」である。棚橋が遺したという(棚橋1995, p.11高橋昌明氏による解説)選書メテ用の「プロローグ」(同, pp.37-42)をみても、棚橋の立場とは筆者は相当に違っている。「雄渾で豊饒な〈物語の構造〉の学」として歴史学(歴史叙述)(同, p.42)は、棚橋の記述をみる限り、経験科学としての歴史学とは異質なものと思われる。

この経緯は、事件の形式的な側面であるとともに、『平治物語（陽明本）』以外に明記するものはないのだが⁴⁴⁾、あまり異論はないものであろう⁴⁵⁾。

9日の軍事的蜂起を行った貴族集団は、二条天皇を奉じている限りにおいて、(少なくともこの歴史段階においては形式上)「謀叛」とはみされない。これは自然なことであると推察される。25日に経宗・惟方が二条天皇につきたてまつり内裏を脱出し六波羅へ天皇を奉じた段階で、内裏に残された信頼らは、はじめて謀叛人とされたのである。

しかし、この一連の事件について、事件終息後の永暦元年(1160)2月22日⁴⁶⁾の後にとらえ直せば、一貫して信頼らの謀叛として記述されたのであって、これはあまり異とするには足りないことのように思われる。

問題の焦点は、上皇と天皇の関係にあるのではないだろうか。次章では、この点を考察してみたい。

四 後白河上皇と二条天皇

1 俊憲流罪の日付

さて、俊憲・貞憲らの信西子息達の流罪の日付の問題についての指摘は、筆者がもっとも河内氏の所論から教えられ、かつ説明困難な難問として長

44) 新大系本, p.160, この記述は(陽明本)の記述で、(金刀比羅本)にはみられないようである。

45) 実態面を考えても、平治元年12月9日段階の藏人头である藤原信能・実国、5位藏人である藤原成頼・長方(『藏人補任』, p.213)らが、二条天皇の意思を正確に伝ええたのか疑問であり、実際の二条の言葉とは関係なく二条の名において命が下されたのだろう。この点で気になるのは、平治元年5月1日に信西一家の貞憲に「超越」され、惟方や成親と同様に信西一家に不満を抱いてであろうと考えられる(拙稿Ⅱ.四.3参照)、藤原朝方が、9日事件の6日後に5位の藏人に復任していることである(『藏人補任』, P.213)。想像を逞しくすれば、謀議を暗黙裏に支持すると謀議貴族集団にみなされ、二条天皇の意志を伝達する役に選ばれたのかもしれない。

46) 事件の最終的終息は、27日の信頼処刑ではなく、翌年2月20日の経宗・惟方らの拘束と2月22日と想定される信西子息等の召喚を待たねばならないと思われる。この点の詳細な意味は別稿にて記すことにしたい。

く考え続けてきた問題である。この点に関する河内氏の指摘は次のようである。

㊦〔俊憲らの流罪の日付〕㊦₁俊憲の流罪は翌年正月になって実行されている。これは、25、26日事件にもかかわらず、㊦₂22日の流罪決定が取り消されなかったことを意味する。(同、pp.129-130)

㊦〔信西謀叛認識の継続〕㊦の事實は、㊦₁信頼が謀反人と定まった後に、信西がなお依然と謀反人であったことを示し、㊦₂信西に謀反の罪科をかけた人物が9日事件の真の主役である。(同、p.130)

河内氏が挙げられた問題の鍵となる史料は、『公卿補任』平治元年の「俊憲」の項の尻付〔史料C〕である。

〔史料C〕(『公卿補任』二条天皇(平治元年)、P.446)

正四位下・藤俊憲(四月六日任。元藏人頭権左中弁。十一月十日近江権守。同廿二〔叙従三位カ〕。㊦₁十二月十日解官。㊦₂同廿二日配流越後国。同卅日出家。㊦₃同二年正月改配流阿波国。㊦₄二月日召返。○頭二年。参木一年。前官一。

〔史料C〕によれば、俊憲は9日事件の翌日に解官され(㊦₁)、22日に越後配流(と決まった)(㊦₂)。30日に(おそらく京で)出家。翌年正月に配流先が越後国から阿波国に変更されて(配流が実行され)、(㊦₃=㊦₁)、2月になって阿波国から召喚された、事実関係が解される記事である。22日の㊦₂の越後配流が実行されたかどうかはこの尻付からは分らないが、その場合は、25、26日事件にもかかわらず、配流し直されたといふと解すればよく、流罪決定が取り消されなかったといふ㊦₂の河内氏の論点は崩れない。「信西男子の流罪はもはや取り消されるのが当然ではなからうか。しかし、実際はそうはならなかった。」(河内2002,p.130)という河内氏の発問は、我々の盲点をついたものであった。いったいだれが俊憲を流罪にしたのであろうか⁴⁷⁾。

河内氏はその答えとして、信頼は消去されるとして(㊦₁)、「高位にある一人の人物」、つまり後白河上皇こそ信西(一家)を謀叛の罪科に問うた張本人であるという答えを用意されたのである(㊦₂)。

しかしながら、筆者はもうひとつ別の答えがあると考えている。〔史料C〕㊦₄で俊憲が召喚されたのが2月となっているが、その契機となったのは、永暦元年(1160)2月20日の事件、即ち、後白河の命によって清盛が権大納言経宗・検非違使別当惟方を捕縛した事件である⁴⁸⁾。その2日後に信西子息らは召し返された⁴⁹⁾。

ゆえに、信西(一家)を謀叛の罪科に問うた者としては、経宗・惟方ら(を少なくとも含む社会集団)が有力候補といえるのである。言いかえればこうである。信西一家排除を目的とした貴族の共同謀議としての事件は、25日の二条天皇の六波羅への脱出⁵⁰⁾、26日の六条河原での合戦⁵¹⁾、27日の信頼の処刑⁵²⁾ではなお終わらず、これ以後も事件の一方の主役であった貴族等によって継続していたということである。南北朝期に作られた年代記の一つである『帝王編年記』⁵³⁾の永暦元年2年20日事件にかんする次の記事は非常に興味深い。

47) 河内氏の記述では「誰が信西に謀反の罪科をかけたのか」(河内2002, p.130)とされているが、論旨は変わらないだろう。〔史料C〕は俊憲にかかわるものであるから、史料の文脈に従いここでは本文のように記した。

48) 『百練抄』同日条(大系11, p.74)。

49) 『公卿補任』の4男・成憲(範)の記事(㊦, p.462)による。成憲の記事には平治元年12月23日に下野国に配流され、翌永暦元年2月22日に召し返され、本位に復したのは同年12月21日であったことが記されている。なお五男の脩憲の『公卿補任』掲出記事によると、解官は12月10日、除名・隠岐国へ配流、2月2日に召し返し本位に復したとされている(㊦, p.480)。成憲の記事と食い違うが、俊憲の召し返しが2月日だったから、20日の経宗等捕縛後と考え、脩憲の「永暦元二二召返」(㊦, p.480)に脱漏があるものとみたい。

50) 『百練抄』同日条(新訂増補国史大系11, p.74)。

51) 前注に同じ。

52) 『帝王編年記』同日条(『新訂増補国史大系』12, p.331)。

53) 田島公(2001)「帝王編年記」『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館, pp.371-406参照。

〔史料D〕（『帝王編年記』巻21，永暦元年（1160）2月20日・3月10条⁵⁴⁾）

二月廿日。上皇御幸内裏。於近辺召取権大納言経宗・参議惟方卿等之間，禁中有乱闘事。三月十一日。経宗，参議惟方等配流国々。此外信頼縁座等悉以配流。

〔史料D〕の理解によれば，後白河上皇が内裏に御幸して，内裏近辺で経宗・惟方が召し取られ，その際，禁中で乱闘があった。そして，2人は3月10日に配流されたが，「此外信頼縁座」がみな配流になったとして，この段階で，経宗・惟方を含めた信頼与同が配流となったと解されるのである。2月21日をもって，3ヶ月近く及んだ信西一家排除の共同謀議は最終的に終息して，信西子息等は名誉回復されたと考えられるのである。やや先走ったが，この間の詳細については別稿で検討する予定である。

2 後白河・二条の状況と関係

9日事件後，蜂起貴族らによる後白河上皇と二条天皇の掌握状況を語るものは次の〔史料E〕である。

〔史料E〕（『愚管抄』巻5）（大系，p.229）

①さて，信頼は，かくしちらして，大内に行幸なして，二條院（当今にておはしますを，）とりまいらせて，世をおこなひて，院を御書所と云所にすえまいらせて，すでに除目行ひて⁵⁵⁾（義朝は四位して播磨守になりて，子の頼朝十三なりける，右兵衛佐になしなどしてありけるなり）。

〔史料E〕は，9日事件の三条殿焼き討ち記述と，信西の逃亡記述の後の『愚管抄』の記述である。『愚管抄』は三条殿焼き討ちの記述で，源師仲中

54) 『新訂増補国史大系』12，pp.331-332

55) 〔史料E〕のここまで大意については，「ところで，信頼はこのように勝手なことをして大内裏に二条天皇の行幸を仰ぎ，当時在位の天皇である二条天皇をとりこんで政務を掌握し，後白河上皇の方は内裏のうち御書所という所にお据えて，さっそく除目を行なった。」という大隅和雄氏の理解に異論がない（大隅2012b,p251）。

納言、源重成（清和源氏）、源光基（清和源氏）、季実（文徳源氏）というさまざまな人物が9日事件の実行部隊として動いたことを記した後、㊦、傍線部のごとく、信頼が蜂起集団の元締めであるように事件を記している。〔史料E〕で記された信頼の行為は、以下㊧、㊨のごとく記されている。

㊧ 二条院—大内行幸—とりまいらせ—世をおこなう

㊨ 院—御書所—すえまいらせ—すでに除目を行ひて⁵⁶⁾

つまり〔史料E〕は、㊧、㊨のように天皇と院を対比する修辭表記であろうと思われる。そうした対句的表現と想定されるゆえに、この「とりまいらせ」「すえまいらせ」にかかわる河内氏の考証の意味にはやや疑問をもつ。この2つ言葉に厳密な意味の違いを求めるのは困難なのでないだろうか。しかし河内氏は、この2つの表記の差異についての考察をもとに、次のような記述をおこなわれている。

㊩ 〔後白河と二条の状況〕九日事件において、後白河と二条を「押籠め」と記す『平治物語』の記述には依拠できず、『愚管抄』記述の解釈から、後白河は「幽閉・監禁下」にはない「自由」な状況であり、二条の生活も天皇として普通の状態にあったとすべきである。（同、pp.125-128）

㊪ 〔『愚管抄』記述の背景〕25,26日事件で、二条の大内からの脱出劇が慈円に強く意識されたため、「二条はそれまで信頼の管理下に置かれていたかのような錯覚が生まれた」。（同、p.128）

筆者は、〔後白河と二条の状況〕にかんする㊩の主張にはあまり異論はないのだが、〔『愚管抄』記述の背景〕を㊪のように言い切ってしまうことは躊躇される。二条天皇は普通なように生活をしていても、25日夜には、秘密裏に脱出しなければならない状況、即ち、まったく自由ではなく、広い

56) ただ、「すでに除目をおこないて」は、院だけにかかるものではない可能性もあらうと思われる。

意味で蜂起貴族らのコントロール下にあったとみなすべきであろう。なお、この天皇・院の状況に関連して、

㊦後白河は決して幽閉・監禁などされてはいない。ここには信頼の「謀反」などの形跡はみられない（河内2002, p.128）

と記されるのは、形式的ではないだろうか。三条殿の火事が仮に「失火」であって、また、信頼が後白河の意図にひそかに従っていたと仮定しても、要人を殺害・拘束し、天皇を広い意味でコントロール下におき、恣意的な除目を行ったとしたら、それは、通常、謀叛⁵⁷⁾と称すべき行動であろう。

ところで、河内氏は、前述した親政派と院政派の対立にもかかわらず、『平治物語』（陽明本）が二条の命で源光保が信西梟首を行ったと記述する点を挙げられ、二条側近の経宗・惟方が後白河・信西に反発し信頼に与同したという通説（黒板勝美説）は、（陽明本）の構想に肯定的なのだが、9日事件の段階では経宗・惟方はまだ後白河の側近でもあり、『愚管抄』によれば、二条・後白河の関係は平治の乱の期間を含め二条即位以来3、4年間は一貫して良好であって、応保元年を境に、はじめて深刻な対立に入った。（同、pp.130-133）」と指摘されている。

以上の指摘は何を意味するかというと、「後白河と二条が露わに対立し、二条と信頼が連携する、というような状況はなかった」（同、p.133）という氏の理解の前提をなす事実認識を表明したものである。

分かりやすく言いかえれば、〈通説の指摘する親政派と院政派の対立は認められないから、二条と信頼の連携もない〉という主張と考えられる。

しかし、この理解では、天皇や院の主体性が重視されすぎているのではないだろうか。

57) 古代中世の歴史研究者はともすると律令法の用語にもとづいた謀叛定義で考えがち——（ほかならぬ筆者を基準にしている）——だが、ここでは、「国家・朝廷、また君主にそむいて兵をおこすこと。時の為政者に対して反逆すること。」「ひそかに計画して事を起こすこと。」（『日本国語大辞典 第2版』）という通常用語法にしたがって考え、記している。

かりに、二条と後白河が協調していたとしても、その周りの人々の利害対立・怨恨・相性までふくめて党派性を生じ、政治的対立が生み出されることは一般的に認められる問題である。そして院政の場合、この点はまさに宿痾ともいえる問題であったように思われる。この関係は中世史の事例で言えば、足利尊氏・直義兄弟の例を挙げればこの点はすぐ了解されると思われる⁵⁸⁾。頭目2人の仲が良くても、その頭目を圍繞する人々の思惑・基盤・政策の違いによって、頭目の意志とは関わりなく、路線対立を生じ、それがさらに深刻な対立にいたることは政治的世界の法則的問題ではないだろうか。

河内氏は、二条と後白河の協調という観点を前提にさらに、9日事件の結論へと議論を進められている。筆者の〈共同謀議説〉と概括しうる結論的な見通し、即ち、9日事件に参加した貴族らが信西一家の進出への不満という基礎的条件を共有し、おそらくは、信頼が親政派の大義名分（共同の正当性の確信）を受容したという見通し⁵⁹⁾と、河内氏の結論を対比しつつ、9日事件の結論について考察に進みたい。

3 9日事件の結論

9日事件にかんする河内氏の結論を5点に要約し、論点ごとに吟味してみたい。

⊖〔二条・後白河協調と信頼謀叛との関係〕河内氏は両者の論理関係について、次のように記されている。

⊗二条と後白河の協調を前提にすれば、⊗₁9日事件は信頼の謀反とはい

58) 専論としては、峰岸純夫2009, pp.38-88, 130-156, なお佐藤進一2005, pp.229-291参照。

59) この点、保元の乱後の信西の政策と、9日事件参加貴族の利害関係、あるいは、信西の政策や理念と、『大槐秘抄』にみられる親政派の理論との関係など、なお分析しなければならぬ課題は、最低いくつかあると思われるのだが、すべて別稿を期すことにしたい。

えない。信頼の謀反であれば、信頼の二条と後白河両者に対する謀反となり、その場合、②信西男子流罪の説明がつかない。(同p.133)

この点について言えば、筆者は、かりに後白河個人と二条個人の協調⁶⁰⁾があっても、党派性による対立が存在したという理解だが、②₁の説明はやや理解がむずかしい。おそらく、二条と後白河が協調していれば、後白河への忠誠から9日事件を起こしたという理解を取りえないので、両者への反逆すなわち謀叛ということになるという趣旨と推察されるが、その場合、②₂が説明できないという趣旨が難解である。

かりに②₂を、信頼斬首後に俊憲が流罪されたという問題を指すと考えるならば、その点は、筆者の共同謀議説に立つ方が理解は容易である。即ち、9日事件は信頼の謀叛ではなく、二条をいただく形で信西一家排除を策した共同謀議であったと想定すれば、信頼が27日に斬首された後でも、本来の目的であった信西子息(俊憲⁶¹⁾)の流罪が、経宗・惟方らの手により実行されたと矛盾なく説明できるものと思われる⁶²⁾。

㊦ [信頼による後白河への謀叛説に対する疑問] 河内氏はこの構図について大約以下のように指摘されている。

㊦②₁信頼の後白河への謀反という設定は、②₂信頼の基盤(後白河の寵愛)、③₃貴族の支援理由、③₄二条との連携、③₅年齢・地位が上で二条の外戚経宗の役割(脇役)、など多くの疑問がある。(同p.134)

㊦についても共同謀議説で矛盾なく理解できる、というよりも、共同謀議説に立てば、参加貴族が信頼個人に従った理由を問う必要がなくなり、

60) この段階のこの父子の対立・協調については決定的な手がかりに欠ける。二条がかれを取り巻く人々に影響されその中心として政治的行動をとり、後白河の讓位もまた「少納言信西以下、天皇を取り巻く人々の思惑から生まれた政治的動き」(安田元久1986, p.60)と筆者は考えており、その意味で、少なくとも両者の潜在的な対立は後白河讓位後すぐに存在し、それが決定的に表面化したのが、応保元年(1161)9月以降であったと考えたい。

61) 史料的には俊憲のみが問題となる。

62) その意味では②₂すなわち信頼の謀叛ではないという指摘には賛成である。

㊦₃, ㊦₄, ㊦₅の問題はよりシンプルに説明可能である。

ここで気になるのは、河内氏が「信頼の謀叛であれば、それは後白河と二条の両者に対する謀叛ということになる」(同, p.133)というように通説を要約している点である。9日事件は本来、信頼個人による蜂起ではなく、また、後白河個人への謀叛でも、二条個人への謀叛でもなく、また研究史上でもそのようには説明されてこなかったように思われる。〈信頼の後白河への謀叛〉という河内氏の批判される構図は、かなり抽象的な通説理解であろうと思われ、研究史上純粹にこの構図で平治の乱を記述した歴史学の通説はないのではないだろうか。この点で言えば、所論の研究史上の位置づけがやや足りないように思われる⁶³⁾。そして、河内氏の議論においては、信頼、二条、後白河という個人とその個人の意志が、あまりに抽象的に取り扱われすぎ、また重視されすぎているのではないかという懸念が拭えないように思われる。

㊦ 「対立の構図と後白河の意思」この河内説独自の観点については、次のように主張されている。

㊦ 対立したのは、信西と後白河・信頼であり、後白河こそが信西を謀反人として梟首という異様な刑に処し男子の流罪を実行したのが真相であろう。(同p.134)

信西と信頼が対立したのは事実である。しかし、同時に信西と後白河が事件において対立した具体的証拠はないと思われる。信頼斬首までの平治の乱の過程を通して、後白河が信西と対立した確証はないと思われる。その意味で「クーデター事件において後白河上皇がほとんど積極的な動きを示していない事実を明らかにすることができた」という安田元久の記述が、現存史料にもとづく正確な事実認識として支持されるものである(安田1986, p.80)。

63) 平治の乱の研究史については、別稿Ⅰ、ⅡとくにⅡで触れたのでご参照いただきたい。

④〔信西の孤立〕事件にかんする関係史料における信西一家の記述について、河内氏は次のように結論されている。

①②信西は与同者なくまったく孤立しているが、③の見方に立つと、④信頼派貴族がみな後白河側近であるからと説明できる。⑤「(9日事件は)後白河が信西という一人の側近を抹殺したというだけの、小さな事件」であった。(同, pp.134-135)

たしかに、事件史の表面上は、信西与同者はなく、まったく孤立しているようにみえる。その点で①は首肯される。しかしその理由は、事件が後白河の意思にもとづくから(③)、というわけではなく、参加貴族が後白河側近であるから(④), という理由でもないように思われる。おそらくそれは、9日事件に立ち上がった人間が、反信西派の面々だったからであろう。

信西の路線を支持するグループは別個に存在した。『愚管抄』も『今鏡』も信西への評価は高く⁶⁴⁾、『今鏡』では「大徳」と表記している⁶⁵⁾。平治の乱で滅びたゆえに、信西個人が理想化して形象されるということもあったであろうが、信西が保元の乱後に進めた政策の支持者はいたであろう。信西支持者がサイレントマジョリティーであったとまで言えるかは自信がない。しかし、9日事件で声をひそめ、共同謀議を遂行した貴族グループに表だって反対できなかった貴族も、河内氏が明らかにされたとおり、藤原公教を中心にひそかに、対抗策を講じていた(河内2002, pp.137-141)。親政派の理論的背景とされる『大槐秘抄』の掲げる理想と、後白河親政下で信西が進めた政策は、かなり親近性があったのではないだろうか。それゆえ、事件の記述で拾える人物の動向のみからは、〈信西の孤立〉を論じるこ

64) 『愚管抄』でいえば、大内造宮について「めでたく沙汰して」(大系, p.225)とあり、子息について「俊憲等才智文章など誠に人に勝れて」(大系, p.226)とあり、また義朝との関係で「かようのふかくをいみじき者もし出すなり」(大系, p.227)とある。

65) 竹鼻績『今鏡(上)全訳注』(1984)講談社学術文庫では、「道憲大徳、楽の道さえ好み知りて」(同, p.490)とある。

とはできないものと思われる。また共同謀議説からは④₃の見解は支持できない。

⑤〔事件構図の書き換え〕河内氏の主張される〈後白河の意思で信西が討たれた〉事情が文献に残らず、『愚管抄』で後白河が被害者の立場におかれている点について、河内氏はそれが25,26日事件の反映であるとして、次のように主張されている。

⑤25, 26日事件の結果信頼は謀反人となり、その後、信西の名誉回復が行われた。その結果、9日事件を含めて、信頼にすべての責任を被せる事件像が作られた。(同, p.136)

筆者は、事件構図が書き換えられたという河内説の趣旨は支持したい⁶⁶⁾。しかし、信頼の主体性の強調によって、書き換えられたのは〈後白河の関与〉ではなくて、実際に9日事件に関わった親政派の経宗・惟方の関与の大きさと主体性であり、しかもその影を薄くしただけであったように推測される。25日事件の争奪対象は二条天皇であって、後白河上皇ではない。また、26日・27日段階つまり事件の一応の終息段階でも後白河の主体性は評価できないと思われるのだが⁶⁷⁾、詳細については、すべて別稿に譲らなければならない。

結び

以上、推測が多くなったが、平治の乱の要因および9日事件の経緯にかんする本稿の考察を要約すれば、およそ以下のとおりである。

- (一) 保元の乱後の貴族社会の状況が安定していたとは考えられない。
- (二) 親政派と院政派の対立は、二条天皇と後白河上皇の関係とは別個に

66) ⑤についていえば、信頼は9日事件以来、一貫して謀反人と称すべきと考える。

67) この点は安田元久1986, pp76-81参照。

後白河讓位の段階からその徵候が認められたものと思われる。

(三) 9日事件の背景に、後白河上皇による〈独自の皇位継承候補擁立〉という動機を指摘する河内祥輔氏の所論は、精度の高い仮説として実証された問題ではなく、また今後も実証不可能の問題であると考えられる。また、「後白河の意思」を挙証できる史料はみられないように思われる。

(四) 9日事件の三条殿焼き討ちについて、これを「失火」とする河内説は支持しがたく、『愚管抄』の記述どおり「放火」とみなすべきであり、「放火」により、信西一家排除とともに、上皇らを内裏一本御書所へ移すことに眼目があったものと思われる。

(五) 信西「梟首」の理由は不明とせざるをえない。しかし同時に、河内氏の指摘された後白河上皇の信西への憎しみを証明する手がかりもまた希薄であると推察される。

(六) 信頼が処刑された後、信西子息俊憲が流刑とされたのは難問だが、その主体は経宗・惟方と推定され、信西一家排除の共同謀議は翌年2月20日まで基本的には継続していた。

(七) 〈信頼の後白河への謀叛〉という河内氏の批判される構図は、歴史学の研究史上において純粋な形で該当する説は見あたらないように思われる。

(八) 信西一家は事件の上で孤立してみえるが、これは信頼派貴族が後白河側近だったからではなく、9日事件の主要登場人物が反信西派であったからと推察される。

(九) 河内氏の指摘どおり、9日事件の構図は25、26日事件後、書き換えられたものと推定される。しかし、それは、後白河の意思が消されたというものではなく、経宗・惟方の関与が小さな形に書き換えられたというものであったと思われる。

以上、河内祥輔氏の所論に導かれながら、結論的には河内説に対して、ほとんど全面的な異説を提示するものとなってしまった。25、26日事件および乱の終焉については、すべて別稿にて検討することにしたい。

〔参考文献〕

- 飯田悠紀子 (1979) 『保元・平治の乱』 教育社
- 大隅和雄 (1986) 『愚管抄をよむ』 平凡社選書 (2012a*) 講談社学術文庫
——— (2012b) 『愚管抄全現代語訳』 講談社学術文庫
- 河内祥輔 (2002) 『保元の乱・平治の乱』 吉川弘文館
——— (2007) 『日本中世の朝廷・幕府体制』 吉川弘文館
——— (2011) 『天皇の歴史04 天皇と中世の武家』 講談社
- 五味文彦 (1984) 『院政期社会の研究』 山川出版社
——— (1987) 『平家物語 史と説話』 平凡社選書
- 佐藤進一 (2005) 『南北朝の動乱』 中公文庫 (初出1965)
- 下郡剛 (1999) 『後白河院政の研究』 吉川弘文館
- 曾我良成 (2011) 「二条天皇と後白河法皇の応保元年」『名古屋学院大学論集 (言語・文化編) 22.No2』
- 高橋昌明 (1984) 『清盛以前』 平凡社選書 (2011*) 『増補改訂 清盛以前』 平凡社ライブラリー
- 高島通敏 (2012) 『政治学への道案内』 講談社学術文庫
- 多賀宗隼 (1977) 「平家一門」『日本歴史』 354
- 竹内理三 (1962) 「院政と平氏政権」『岩波講座日本歴史 中世1』 (1999*) 『竹内理三著作集⑥』 角川書店
——— (1965) 『武士の登場』 (中央公論社『日本の歴史』⑥) (2004*) 中公文庫, 付録は (2007) 『別巻』 に再録
- 棚橋光男 (1995) 『後白河法皇』 講談社選書メチエ
- 玉井力 (2000) 『平安時代の貴族と天皇』 岩波書店 (初出1987))
- 遅塚忠躬 (2010) 『史学概論』 東京大学出版会
- 橋本義彦 (1976) 『平安貴族社会の研究』 吉川弘文館
- 早川厚一 (2007) 「『平治物語』成立論の検証——『保元物語』『平治物語』『愚管抄』との関係について——」『名古屋学院大学論集 (言語・文化編) 19.No1』
——— (2012) 「『保元物語』『平治物語』合戦譚の検証」『名古屋学院大学論集 (言語・文化編) 23.No2』
- 平泉澄 (1934・35) 「保元・平治の乱と平氏」『岩波講座日本歴史』 11
- 古澤直人 (1991) 『鎌倉幕府と中世国家』 校倉書房
——— (1997) 「日本近代法史学史における『中世』」『法制史研究』 46
——— (2003) 「頼朝の『謀叛』と『謀反』」『法政大学多摩論集』 19
- 星野恒 (1909) 『史学叢説』 第二集, 富山房

- 松島周一 (1987) 「平治の乱について」『日本歴史』469
 —— (1993) 「藤原経宗について」『愛知教育大学研究報告』第42輯
 丸山真男 (1948) 「人間と政治」(1995*)『丸山真男集 3』岩波書店
 峰岸純夫 (2009) 『足利尊氏と直義』吉川弘文館
 宮地正人 (1991) 「幕末・明治維新期における歴史認識の構造」『近代日本思想史大系13歴史認識』岩波書店、
 元木泰雄 (1986) 「院政期政治史の構造と展開」『日本史研究』283
 —— (1988) 「保元の乱における河内源氏」『大手前女子大学論集』22
 —— (1994) 『武士の成立』吉川弘文館
 —— (1996) 『院政期政治史研究』思文閣
 —— (2000) 『平清盛の戦い』角川叢書、(2011b*) 角川ソフィア文庫
 —— (2002a) 「源義朝論」『古代文化』6
 —— (2002b) 『日本の中世 8 院政と平氏、鎌倉政権』中央公論新社
 —— (2002c) 『日本の時代史 7 院政の展開と内乱』
 —— (2004) 『保元・平治の乱を読みなおす』NHKブックス (2012b*)
 『保元・平治の乱』角川ソフィア文庫
 —— (2011a) 『河内源氏』中公新書
 —— (2012a) 『平清盛と後白河院』角川選書
 安田元久 (1986) 『後白河法皇』吉川弘文館 (人物叢書)
 龍肅 (1962a) 『平安時代』春秋社
 —— (1962b) 『日本文化史Ⅱ』春秋社

* 再録、増補あるいは文庫化などによって再版されており、筆者が把握している場合はその書誌情報を載せ、*印の該当ページで本稿引用書を示した。

Factors in the Heiji Disturbance, and the Circumstances of the December 9 Incident

Naoto FURUSAWA

《Abstract》

This paper considers factors in the Heiji Disturbance and the circumstances of a nine-day incident through an examination of the theory of Mr. Syousuke KAWACHI (河内祥輔). The conclusions are as follows.

(1) The situation in aristocratic circles after the Hougen Disturbance was not stable.

(2) The confrontation between a direct Imperial government group and a cloister government group began from the time of GOSHIRAKAWA's (後白河) abdication from the throne.

(3) Mr. KOUCHI pointed out the motives of the original Crown Prince in the lead-up to the nine-day incident, but there are no historical records that can establish the truth about "GOSHIRAKAWA's intentions."

(4) It was not a "fire due to negligence" but "arson" in the case of the SANJODONO (三条殿) fire during the nine-day incident. Retired emperors were moved to the Imperial Palace because of the "arson", and the SHINZEI (信西) family's influence was eliminated at the same time.

(5) Evidence of GOSHIRAKAWA's hatred of SHINZEI is thin.

(6) The joint conspiracy to exclude the SHINZEI family continued until February 20th the following year.

(7) There was no theory that clearly drew a connection in the rebel forces from NOBUYORI (信頼) to GOSHIRAKAWA.

(8) The SHINZEI family's isolation is due to the fact that the main characters in the nine-day incident were anti-SHINZEI groups.

(9) The account of the incident was re-written 25 or 26 days afterwards, but this was not done to conceal GOSHIRAKAWA's intentions but to water down

the extent of TUNEMUNE (経宗) and KOREKATA's (惟方) participation.